

令和元年度第3回北海道食の安全・安心委員会議事録

日時：令和2年1月23日（木）13：30～15：30

場所：ホテル札幌ガーデンパレス 2階「白鳥」

○開 会

【大脇農政部食品政策課主幹】

今日お見えになるご予約の委員まだお1人をお越しでないのですが、定刻になりましたので始めたいと思います。ただいまから、令和元年度第3回北海道食の安全・安心委員会を開催いたします。開会に当たり、西邑会長からご挨拶をいただきます。

【西邑北海道食の安全・安心委員会会長】

皆さんこんにちは。本日は委員の皆様におかれましては、忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

前回、第2回のこの委員会では、知事から諮問を受けました新たな北海道クリーン農業推進計画の策定に関しまして、その素案について審議を行ったところです。本日のこの委員会では、その後、道で実施したパブリックコメントでの意見などをもとに検討された、クリーン農業推進計画の案について審議を行っていただくということとともに、遺伝子組換え作物交雑等防止部会に付託しております「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」、いわゆるGM条例でございますが、この施行状況等の点検・検証について、道民からの意見聴取等の結果や部会での検討状況などの報告をいただきますので、委員の皆様からは、その点ご意見をいただければと思っております。

本日の委員会の議論は、新たなクリーン農業推進計画の策定及びGM条例の施行状況の点検・検証におきまして、大変重要なものと認識しておりますので、これから限られた時間ではございますが、委員の皆様に関連なご議論をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

【大脇主幹】

続きまして、北海道農政部大西食の安全推進監からご挨拶申し上げます。

【大西農政部食の安全推進監】

農政部の大西でございます。食の安全・安心委員会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は西邑会長、畠山副会長はじめ委員の皆様には、ご多忙中のところ、また足元も悪い中、本委員会にご出席いただき、また、日頃より北海道の食の安全・安心の確保にご尽力を賜っていることに対し感謝を申し上げます。

いま、会長のご挨拶にありましておき、前回11月の委員会ではクリーン農業推進計画の素案に対して委員の皆様から貴重なご意見を賜ったところでございます。その後、パブリックコメントを実施して、道民から様々な意見が寄せられております。これらの意見を踏まえて、北海道クリーン農業推進計画（第7期）の案を取りまとめましたので、本日はご審議をお願いしたいと考えてございます。

また、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証に関しましては、昨年7月に開催いたしました第1回委員会以降、順次開催いたしました地域での意見交換会、パブリックコメント、さらに年末に取りまとめら

れました道民意識調査の結果など、道民の皆様の意見、意識の内容、そして本件が付託されております遺伝子組換え作物交雑等防止部会、GM部会における検討状況を報告させていただきます。

本日は、委員の皆様から忌憚ないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶をさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

【大脇主幹】

それでは議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りの資料でございます。クリーン農業の関係の資料が資料1-1から1-7までございます。それから、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の関係の資料ということで資料2-1から2-6までございます。資料2の関係については左肩1か所留めでまとめて綴じてございます。それから参考資料といたしまして、資料1-1、1-2、1-3、2ということで、配布しております。もし、資料の不足、印刷が悪いなどございましたら、事務局の方までお申し出いただければと思います。

それでは、出席状況の確認、報告をさせていただきます。本日はですがご都合によりまして、大塚委員、川合委員、箱石委員、藤井委員が欠席しております。また、濱本委員ですが、ちょっと到着が遅れるということで連絡ありました。それから、生活協同組合コープさっぽろから、吉田委員の代理で、櫻木理事組合員活動副委員長にご出席いただいております。この場でご紹介申し上げます。それでは濱本委員が到着いたしましたら、委員15名のうち11名、現段階で10名が出席ということで、2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、北海道食の安全・安心条例第33条の規定によりまして、本日の委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは議事に移ります。これからの進行につきましては、西邑会長にお願いしたいと思っております。西邑会長、どうぞよろしくお願いたします。

○議 事

【西邑会長】

はい。それでは早速議事に入りたいと思っております。お手元の議事次第により進めて参ります。議題1、審議事項ア、北海道クリーン農業推進計画（第7期）についてご議論いただきたいと思っております。前回の委員会で計画素案について審議し、道ではその結果も踏まえて計画案を作成しましたので、これを事務局の方から説明をしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【山口農政部食品政策課長】

食品政策課山口でございます。私の方から説明をさせていただきます。座って資料に基づき説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

お手元の資料、資料1、枝番号1から7まで配布をさせていただきます。まず資料1-1をご覧いただきたいと思っております。先に実施をいたしましたパブリックコメントの結果についてでございます。意見募集は、昨年11月19日から12月18日までの1ヶ月間、私ども道のホームページや、本庁、出先である総合振興局及び振興局での閲覧等を通じて募集をしましたほか、道内の関係団体に対しまして文書による意見照会を行っております。その結果、3名の個人の方、4団体の方、団体の方からは複数の意見を出していただいたところでございます。合計10件の意見をいただき、その状況について、ABCDEの五つの区分に整理をしております。Aというのがその意見を受けて修正をしたもので2件、

意見の趣旨が素案と同様と考えられるもの、B区分が2件。今後の施策の進め方等の参考とするもの、C区分が3件。D区分、取り入れなかったものというのはございません。それからE区分として内容についての質問等が3件、そのような形で整理をしております。

めくっていただいて、2ページからがいただいた意見の概要でございます。並びは素案、案も基本的には同じですが、その順に取りまとめております。主なものを順次紹介をいたしますと、2ページ目、上から二つ目の囲みになります。二つ目と三つ目に、ゲノム編集技術を利用した農産物はクリーン農業の定義から外してほしいといった、ゲノム編集技術を利用した農産物に関する意見がございました。これらに関しましては、YES!clean 制度における取扱い、具体的には北海道クリーン農業推進協議会において検討を行うということでC区分、今後の施策の進め方等の参考として整理をさせていただきました。また次の3ページの方になりますと、一番上になるのですが、教育現場における講座等で理解促進を図ってほしいといったご意見。これについては、右側の方にA区分、意見を受けて案を修正として整理をしております。実際にそうした形で整理をさせていただいたところを後程ご説明したいと思っております。同じく二番目の方に YES!clean は収量を維持しながら品質も確保することを強調すべきであるといったご意見、これも同様にA区分としております。それから一つ飛ばして四番目、消費者などに有機JAS認証の拡大をPRすべきといったご意見、これはこちらが提示している案と同じ意見内容、主旨が同じということでB区分といった整理をしております。こういう形で順次整理をしたのが資料1-1でございます。

次に、資料1-2になります。こちらは前回、11月18日に開催した本委員会で、皆様からいただいた意見の概要です。これも計画案の順に沿って取りまとめております。ご意見は、必ずしも該当部分を明確にお示しできるものばかりではないですけれども、例えば上から順にいきますと、計画策定の趣旨に関する菊谷委員のご意見、それから現状と課題に関する川合委員のご意見、その他、ローマ数字のIV番、施策の推進方針と展開方向に関するもので、1のクリーン農業への理解の促進、これに関するものが六つ、それから2ページから順に入ってきますけど、2の技術の開発と普及に関するものが五つ、3のYES!cleanの拡大、4の有機農業の拡大に関して、これらを合わせて3ページにかけて七つのご意見。そして最後、5の国際水準のGAPの推進に関して一つということで、合計21の意見に整理をしております。個別の反映状況というのは、また後程の計画案の方で触れたいと思っております。概ね計画案の記述に反映をさせていただいております。貴重なご意見をありがとうございました。

それから資料1-3の方を手元をお願いします。カラー版になっているものが1枚ございます。これは計画の概要を1枚の図に整理したものでございます。

今までの説明と重なりますが、左上の部分、クリーン農業の取組状況、緑の枠で囲ったところがございます。グラフが二つございます。YES!cleanの作付面積が増加するとともに、平成の30年間で化学肥料や農薬が約4割減少したといったことを示しております。その下の社会情勢や取り巻く環境の変化についての囲みの部分です。SDGsなど持続的社會づくりに対する関心の高まりや気候変動による新規病害虫の発生などといった取り巻く状況、環境の変化について記載をしております。

これらを踏まえて右側、施策の推進方針と展開方向、濃い青で囲っているところです。前回11月の委員会の際に、素案の中で説明をいたしましたものと同じ5本柱の方で整理をしております。現行の第6期計画と比較をして、特に変化のある部分、違う部分について下線を引いております。

まず1のクリーン農業への理解の促進については、持続的な農業・農村を支えるクリー

ン農業の重要性を、農業者、流通・販売業者、消費者それぞれにしっかりと伝えていく、その中で北海道クリーン農業サポーター制度の創設も行うといった理解の促進が最も大切だということで、最初の柱といたしました。

その下、2の技術の開発と普及は、クリーン農業の推進上で何よりも大切な土台であり、気候変動などや新規病害虫対策といった技術の再構築や業者間の情報交換の促進など、これまで以上に地域の条件に即した技術の開発と普及を行うといったような内容でございます。

それから3と4、YES!clean 農産物の拡大、そして有機農業の拡大といったことを、これまでと同様に引き続いて推進をしていくことを記載しております。

そして一番下の5に、国際水準GAPの推進。ここでは農薬の適正使用のような食品安全、それから適切な施肥といったような環境保全などの取組を確実にを行うために、今年東京オリンピック、パラリンピックが開催されますが、食材の調達基準でもある国際水準GAPを推進することによって、クリーン農業を支えていくという考えでございます。

それぞれの柱には、取組の検証を的確に行えるよう、項目の右上の部分に青いべた塗りのところがあるのですが、囲みにしてあります、これが目標指標、いわゆるKPIを設定して、それぞれの5本の柱を着実に推進して、持続可能な北海道農業・農村の実現を図るという、右側の濃い緑のところ、大きな白抜き文字で書いております、持続可能な北海道農業・農村の実現を図っていくというのが、今回の計画の仕立てとなります。

次に資料1-4をご覧ください。北海道クリーン農業推進計画（第7期）【案】の概要と書いているものでございます。前回の委員会のときに、この形のことを素案ということで説明をさせてもらい、皆様からのご意見を踏まえながら修正し、今回、案にしております。ご意見をいただいて修正をした部分を中心に、説明をしたいと思います。

めくっていただいて4ページをご覧ください。具体的な施策の推進方針と展開方向、時計文字のIVとなっている部分です。こちらのうち1、真ん中辺りのクリーン農業の理解の促進の展開方向という、かぎ括弧で囲っている部分があります。クリーン農業の重要性を農業者、流通・販売業者、消費者に伝えること、わかりやすいパンフレットなどを活用すること、小中学生から高校、大学まで世代ごとに効果的なPRを行うといったようなご意見を、吉田委員や武岡委員、白幡委員、畠山副会長、箱石委員からいただいております。そういったご意見を反映し、素案と比べて少し厚みのある記載とさせていただきます。

次に、5ページになります。2のクリーン農業技術の開発と普及では、推進方針のところになります。この部分、地域の条件に即し安定したクリーン農業、クリーン農産物の生産に向けた技術の開発、それから下、展開方向の部分の中段の括弧で書いてあるクリーン技術の開発、その中のクリーン農業技術の普及というところになります。白丸の五つ目になりますが、クリーン農業のより一層の推進を図るため、普及推進のため国の環境保全型農業直接支払交付金をはじめとした各施策の活用などといった部分を記載しております。森委員、川合委員、濱本委員、箱石委員、菊谷委員、大塚委員の皆さんからのご意見を反映させていただきました。

めくって6ページをご覧ください。ここは3のYES!clean 農産物の拡大の項目になります。この中の展開方向の部分になります。白丸で言うと三つ目、四つ目になります。YES!clean のPRに当たって、その手段や伝え方について工夫を行う必要があるといったご意見を、藤井委員、稲田委員、畠山委員等からいただいており、それらを踏まえた記載にいたしました。

続いて、同じく6ページの下段の4有機農業の拡大でございます。この展開方向の部分、下から二つ目の丸になります、販路確保のマッチングやPRの工夫などに対する大塚

委員、川畑委員などのご意見を踏まえた記載としております。

最後に7ページ、5国際水準GAPの推進になります。国際水準のGAPは、現在、3種類、「GLOBAL G. A. P.」「ASIAGAP」「JGAP」でございますが、基本的にはその国際水準GAPを実施するということです。GAPには「取る」と「する」がありますけれど、「する」を推進していくための指導體制等の整備を進める考え方としております。鈴木委員などからご意見がございましたように、認証について、GAPを取るということは、経費、書類作成の手間がかかりますので、取得をするのかしないのか、取得するならばどの認証を取得するのかといった判断は、各農業者がそれぞれの目的に応じて行うことを前提にしております。以上が資料1-4、案の説明となります。

それから資料1-5、厚めの資料になります。これは計画案の全文ですが、中をめぐっていただくと、制度の解説、データ、活動の写真などを適宜入れております。後程ご覧をいただければと思います。来月に予定している第4回の委員会の時には、表紙を入れた形で、配付、説明したいと思っております。

それから資料1-6をご覧ください。1枚カラー資料がございます。前回の委員会でご質問がございました、クリーン農業のイメージキャラクター「ハタケダ博士&クリーんだね」についてのご紹介資料となります。上段は、出前講座などで活用している資料で、キャラクターの紹介です。下段が、実際に道庁の赤レンガ前のイベントで活用している着ぐるみの写真でございます。今年度、コープさっぽろが道内各地で実施をしている「食べたいせつフェスティバル」の釧路会場、それから帯広会場でも活用しております、小さなお子様などに好評だったと聞いております。その着ぐるみのミニチュア版が、テーブルのそちらに置いてあります。本物はかなり大きなものでございます。

それから最後に資料1-7をご覧ください。こちら前回の委員会の時にご質問がございました、YES!clean マークを表示した加工食品の紹介資料となります。四つの商品の写真を載せてあります。現在10社、32商品にYES!clean マークをつけて販売されています。裏面をめぐっていただくと、32商品の一覧があります。様々な産地の材料を入れ替えながら使う商品の場合にはYES!clean マークの表示というのは難しいので、地元で消費されるような商品が多くなっています。東京にある「登喜和食品」の納豆では清水町の登録集団の大豆、それから岡山の「谷尾食料工業」の餡には北見市常呂町の登録集団の小豆を使ってYES!clean マークの表示がされております。右側の方に主な販売場所も記載しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

以上が北海道クリーン農業推進計画（第7期）の案の説明でございます。ご審議、意見等いただければと思います。よろしく願いいたします。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。資料がたくさんあって大変だと思うのですが、一応事前に委員の皆様へ配布してございますので、お目通しいただいているかと存じます。今説明にありましたように、資料の1-1、1-2にあるパブコメのご意見、それと前回、委員から出していただいたご意見を反映させて、北海道クリーン農業推進計画（第7期）の案をお示しいただきました。この案につきましてご質問、ご意見等を、委員の皆様から伺いたいと思っております。どなたからでも結構です。武岡委員よろしく願いいたします。

【武岡北海道食の安全・安心委員会委員】

すいません。単純な質問です。まず資料1-3の右側の上の部分の、北海道クリーン農業サポーター数について、令和6年までに300名と書いてあるのですが、こちらの1-4では3,000名になっておりますが、どちらが正しい数字でしょうか。

【山口課長】

すいません。1-3の300名の方が間違いで、3,000名が正しい数字でございます。この5年間で積み重ねていくといった形で3,000名です。大変失礼いたしました。

【西邑会長】

よろしいですか。他にもございますか。では他の委員の方からご質問、ご意見等ございますか。

パブリックコメントのご意見のカテゴリーに、意見を受けて案を修正したものが2件ございますが、これは7期の内容、資料1-5のどこに反映されているかは、先ほどの説明だと内容は次回にとおっしゃったのですが、今でもよろしいですかね。

【山口課長】

はい。基本的に1-5というのは、1-4に制度の解説や写真などを加えたもので、1-4の概要の中に反映をさせていただいております。この部分は4ページになります。4ページの下段に溶け込ませる形にしております。

【西邑会長】

確か前回の委員会でも、PRについてご意見がありました。

【山口課長】

委員の皆様からも、理解の促進といった部分に多くの意見をいただいておりますので、ここの4ページの下の方の展開方向の部分に、主にそれらを反映させていただきました。具体的には、4ページの展開方向の丸で言いますと、農業者や流通・販売業者、消費者などに対してわかりやすいパンフレットなどを活用して、クリーン農業の重要性を伝えるであるとか、一つ飛ばしての丸の部分に、小中学校、それぞれの世代にといった部分や効果的なPRを進めていくといったような記述を厚めにさせていただきました。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。この展開方向と書いているところに、少し具体的に盛り込まれているという理解でよろしいですか。

【山口課長】

はい。そのとおりでございます。

【西邑会長】

どうでしょうか。何でも結構ですので、委員の方から、はい。武岡委員、お願いします。

【武岡委員】

二つありまして、先ほどのサポーターのお話になりますけれども、4年間で3,000名という目標ですが、最終的な目標は何名ぐらいまでを目標、ゴール地点としているのかとい

うことと、もう一つ、どうしたらサポーターになれるのでしょうか。セミナーに参加すればサポーターになれるのか、それとも本当のファンクラブのように一口いくらかというお金を募ったりするものなのか教えていただけますか。

【山口課長】

最終的な目標というところですが、5年間の計画ですので、今、我々考えているのは、全道段階なり振興局段階で、農業団体と連携して取り組む農業体験型の講座や、出前講座、それから生産者との交流などを通じてクリーン農業の役割を理解された方をサポーターとして、毎年だいたい600人ぐらいを積み重ねて、計画期間に3,000人ぐらいを目標設定したものでございまして、ファンクラブなどといったところではありません。類似のものといえますか、私どものいろいろな取組の中で、例えばメールマガジンとして「MOGUMOGUインフォメーション」というものを出しております、その登録数が昨年度末時点で6,418名、今ちょっと増えて6,500人ほどとなっているのですが、それらについても食の安全・安心計画のほうで8,000名に持っていきたいと、そういったものもございまして、それらと合わせながら、数字の把握をしていきたいと思っています。3,000名とは、まずはそういう考えでございまして。よろしいでしょうか。

【西邑会長】

どうやったらなれるのでしょうか。先ほどの質問ですが。

【山口課長】

まずは案内をして、積み重ねをしているところですので、どうしたらサポーターになれるのかなど、具体的な制度をイメージしているものはまだ無い段階です。出前講座だったり体験型の講座だったり、それから生産者との交流会、そういったものに参加をいただいた方を積み重ねていくというものです。

【西邑会長】

武岡委員、よろしいでしょうか。今のお話だと3,000名というのは、600名が出前講座などに参加した人をカウントする、毎年600名ぐらいを考えるとということですので、あなたはサポーターという「認証」もらった人が、最終的に3,000名になっているという話ではないですね。

【山口課長】

そういった形ではないです。

【西邑会長】

はい。よろしいですか。他にございますか。稲田委員からよろしく申し上げます。

【稲田北海道食の安全・安心委員会委員】

1-7の資料ですが、加工された食品の一覧ということですがけれども、YES!clean マークの原料と産地、収穫高とかという一覧を作ることはできないですか。そういったものがあると、問い合わせ先もあると、その商品や原料自体を使って、加工することができると思いますので、こちらは加工されましたという商品の一覧になると思うのですが。その原料を使うと、このYES!clean マークが表示された食品ができますというものが、できるのではないかと思います。こちらの原料と産地、収穫高ですね。併せて問い合わせ先

があると、加工するメーカーとしては、もっと参考資料として使えると思いました。

【山口課長】

ご意見といった形で賜って、そういった形での検証なり整理ができるかというところと、併せて担当の主幹からも説明をいたします。

【植村農政部食品政策課主幹】

食品政策課植村でございます。今の委員のご意見というのは、おそらくその加工食品に使いたいと思われる方々が、そもそも YES!clean の産地であるとか、ものであるとか、量がどのくらいあるのかという情報があればという、ご照会の趣旨と考えます。YES!clean 表示制度というのは、農業団体等で作る協議会で運営しているのですが、そちらのホームページで、全道約 270 の生産集団で、どういう品目があって、どのくらいの面積かということ公表しています。そのホームページでは、例えばお米だったらどこなのかなどの検索をすると、全道のお米の集団が全て出てくるようになっておりますので、加工利用したい方々に対して、そういうことができるというような情報発信を、しっかりしていければと考えております。

【西邑会長】

よろしいですか。なかなかどこへ問い合わせたらいいのか、どこ見たらいいのか、ホームページに載っていますとよく言われるのですが、そこへ行き着くまでがなかなかよく周知されてない、ここ行けばいいんですよということすらなかなか伝わらないというところがあるのかもしれない。その辺もよろしくお願いします。

他にございますか。はい、鈴木委員。

【鈴木北海道食の安全・安心委員会委員】

鈴木です。今、想定しているのは土耕栽培なんですよね。それで、割合としてははるかに少ないと思うのですが、養液栽培がこれから増えていくのではないかなと思うのですが、水耕とか、固形培地耕とか、そういう栽培方式が。そうしたときに、農薬を使わないという点で言うと非常にクリーンですし、それから肥料の濃度とかもいろいろ管理できるという意味では、クリーンなんですよね。スーパーなどでは、もう結構出回っています。カット野菜なども含めると、カット野菜の全部が水耕で作ったものではなくて、土耕で作ったものをカット野菜にしているということもありますけど、そういうものも含めると、最近その消費量というのは、ここ5年ぐらいで倍増しています。そうなってくると、水耕、養液栽培で作っているようなものをどのように、例えば、YES!clean と絡めて考えていくのかという、認証すべきなのかどうかとかそういったことも、今後考えていかないといけないのではないかと思います。今すぐというわけではなくて、意見としてちょっと考えていただければと思います。

【山口課長】

おっしゃられたことはよく理解できます。ただ、クリーン農業というときに比較の慣行がないので、今このジャンルでは入れてなかったのですけれども、考え方としては、そういった栽培方式も、環境保全型農業という面では必要だと認識をしております。

【鈴木委員】

去年あたりも全国的に台風や異常気象で野菜が不足したようなケース、全国的に。それ

で、養液栽培をやっているところでは、周年出荷しているわけですが、引き合いが非常に多くて、全国各地からそういう引き合いがあったという話も聞いていますので、まずはこれから気候が変わると、安定的に供給できるという意味で養液栽培が増えていくのではないかと思うのですよね。その辺もちょっと考慮して検討していただければと思います。

【西邑会長】

はい。貴重なご意見ありがとうございます。これは確認なのですが、この案の中には、今おっしゃった水耕栽培を想定して作られているわけではないと考えていいですか。それも入っていると考えていいですか。土耕栽培だけを対象にしているものではないという理解でいいですか。

【山口課長】

基本的に慣行農法というものがあって、それに比べての比較、化学合成農薬、化学肥料の量といったものの比較ができる中で設定をしているのが現実です。

【西邑会長】

慣行栽培というのは土耕栽培。

【山口課長】

はい。基本的にはそうです。

【西邑会長】

他のご意見はありますか。ご質問でも結構です。どうぞ。

【櫻木委員代理】

はい。質問なのですけれども、クリーン農業への理解の促進のために、出前講座などの開催を促進していくと思うのですけれども、今現在だと、年間どれぐらいの出前講座などを行っているのか教えてください。

【植村主幹】

私から答えさせていただきます。クリーン農業の理解醸成というところで、今回の計画でもありますけれども、世代によって、手法をどういうものを取ればいいのかとか、いろいろございまして、例えば今回、委員のコープさっぽろさんのところだと、先ほどもお話があったように、食べるたいせつフェスティバルで、どちらかといえば小さなお子様に向けて、YES!clean のもの、道産小麦を原料としたパンを使ってサンドイッチを作る、というようなことを行っていますが、その時に、YES!clean というものはこういうものだよというご説明はしています。ただ、小さなお子様が対象なので、例えば、クリーン農業をすると温暖化ガスがこれだけ減りますみたいなことは説明していません。

一方で、例えば、胆振管内のある高校などは、非常にしっかりと、「北海道が行っているクリーン農業とは」というようなところから、本当に授業の一コマを使っての出前講座ということでやらせていただいています。そういういろいろな幅がありますが、理解醸成をどのぐらい行っているかと言われると、30 から 40 ぐらいになると思います。私どもが直接やっているもの、それから振興局の職員が地域のイベントと連動してやっているもの、そうしたものを含めて、そのぐらいの数になろうかと思っています。

【西邑会長】

あと、よろしいですか。

出前授業の講師というのは、大体どういう方がやられているのですか。

【山口課長】

私どもの担当主査であったり、グループの中のメンバーが中心になったり、出先で行う場合には総合振興局、振興局の農務課の担当職員ということが多くございます。また、試験場でも研究員の方が、8月ころに試験場公開デーがありますので、そういったところで講師になっていただくことが多いです。

【西邑会長】

ありがとうございました。そのほかに、ご質問ご意見ありましたらどうぞ。

【畠山北海道食の安全・安心委員会副会長】

重々わかっていることをちょっとまたくどくお話しすることになると思いますけれども、この案についての修正とか加筆とかということはありません。

それで、この計画を推進していく上で、非常に大きな課題があると思っているのですけれども、これが、いただいた資料にも書かれておりますけれども、有機農業の拡大をするに当たって、消費者に高い価格に見合う価値が十分に認識されておらず、消費者の購入意欲の向上を図る必要があると記されているのですけれども、この課題はもうずっと、おそらくこの30年続いていたのではないのかと思うのですけれども、一般的に消費者は、有機農業について詳しいことはわからなくても、化学肥料であるとか農薬、そういったものを使わない、安全・安心なものだというぐらいのことはわかっている、できれば有機を買いたいと思っはいると思うのですね。ところが、実際にスーパーへ行きますと、慣行栽培のものと価格を比較してみて、有機の方になかなか手が出ない、これが本当に実際のなところという現実があると認識しております、スーパーで売れ残っている有機野菜を見ると、とても心が痛むわけなのですけれども。ここですね、何とか少しずつでも打破していかないと、消費者はまだまだ低価格志向が続いておりますし、ここのところが非常に難しいのですけれども、この計画の中に何回も書かれておりますけれども、有機のその価値ですね、利点そういったものを消費者の方に、一生懸命に訴えていくというようなことを地道にやっていくしかないと思います。今、社会的な情勢を見ますと、こういったものに対してのSDGsをはじめといたしまして、フェアトレードですとか、そういったものに関心が集まっておりますので、有機農業を理解してもらうのにとってもいい社会条件があると思いますので、ここの計画どおり、やはりここのところに力を入れていってはどうかと思います。その点、道の方では、どのようなお考えでいらっしゃいますでしょうか。

【山口課長】

本当に、今、副会長がおっしゃられたことはそのとおりだと我々も認識しております。今回、クリーン農業推進計画でありますけれども、その中で、有機農業というのは、条件的に一番難しいという生産者側の取組、それから消費者側にもその価値をしっかり理解してもらうというところで、いわば、その中の一番トップの部分に位置付けられていると思っております。この計画を一生懸命推進していく、その取組を進めていくのと同時に、有機農業には国の法律に基づいた計画、今、第3期の北海道の計画等もございます。2年後にその計画を見直す時期があります。この有機農業の目標は、その時にまた再度、計画を見直す時に、今のクリーン農業の推進計画の進捗と合わせて、進捗状況を確認しながら着

実に点検して進めていきたいと考えております。

【西邑会長】

それでは、川畑委員。

【川畑委員】

栄養士会の川畑です。畠山委員の意見とちょっとかぶるところは実はございまして、一つはクリーン農業への理解の促進というところではその食育に関して、出前講座はどういう基準でどういうところ行かれているか、理解ができてない部分があって、食育を行っている高校なんかがあるのですけども、そういうところに、もしも希望した場合は、どのような状態で依頼するといいいのかということが分かると、少しその希望のある学校ですから、有効なのかなと思って聞いておりました。だからその方法ですね、もしかしたらまたホームページに載っているのかも知れませんが、そういう情報を見える化していただけるといいのではないかとこのところではあります。

それと、購入の促進に関しても同じように、前回もお話しましたが、いろんなところでアナウンスはされているとは思いますが、消費者の目線からいくとなかなか見えづらいところがあるところ、努力されているのはよくわかるのですけれども、そういう部分をやはり感じてしまいます。できたら、私は病院栄養士出身なものですから、それこそ有機野菜に関しては病院の患者さんに提供したいと思うのです。やはり、こういうようないろいろな肥料、良い肥料を使われているのはいいのですけど、殺虫剤の問題だとかいろいろなものに関しては、やっぱり腎臓や肝臓の悪い方にとって非常に邪魔なものですから、本当に有機野菜が早く手に入りたいと思うのですが、やはり価格がなかなか難しいところだと思います。その辺が少しでも増えていただければ、需要が増えていただいて、多分需要と供給の関係で価格というのはある程度定まってくると思いますので、この辺のところ、ぜひ早くですねお安くなっていただければいいと感じました。

ですから、まず一つ、小さいときからの食育というのはとても大切です、そういう希望のある学校に、もう少しアナウンスが明快であればいいということをお願ひしたいと思っております。以上でございます。

【西邑会長】

ありがとうございました。ただいまの点につきましては、いかがでしょうか。

【植村主幹】

まず1点目の出前講座を学校の授業などの場でやるという前提でのお話になりますけれども、実際に私どもがやっている、一つはいろいろと食育などのようなことを、長い期間、長いコマを使いながらやっていきたいというようなご相談をいただく中で、クリーン農業の時間を作りましょうというように、そういうご相談がある中で行っています。その他、振興局であると、地域産業を学ぶような時間を小学校だと設けているケースがございまして、そういう中で、地域のクリーン農業の登録団体の生産者が学校に行き、話をするというようなこともあります。

学校現場というのはカリキュラムが基本的には決まっているという前提があるので、こちらからやりませんかとか声をかけてもなかなか難しい、今まで、私もそういうご相談をしたことはあるのですけれども、難しい部分があります。だから、逆に、例えば地域のこういうようなことをというご相談があったときに、しっかりこちらからクリーン農業のことを是非お話しさせてくださいという形で、はめ込みができるように、そういうようなことを、

これまでもしておりますし、今後もしていきたいと思っていますところでは。

それからもう一点、有機農業の方の話で、最終的には消費者の方が購入しやすいようにということで、そこは本当におっしゃるとおりで、需要を増やすためには生産を増やさないといけないのですけれども、ただ生産も当然一定の収益がなければできないので、なかなか片方だけがずっと進んでいくことではなくて、両翼で進めていかなければいけないところでは。それで生産コストを下げるといような意味合いでは、私どもの方ではクリーン農業全般にそうですけれども、その技術のところを含めてやっていくということで、生産量なりがきちんと確保できるように取り組んでまいりますし、それから消費のところでは、有機農業というものを理解していただいて、買おうと思うきっかけを作っていくようにという取組を行っているところでございます。

【瀬川農政部食の安全推進局長】

せっかくの機会で、そういうことを覚えたいという学校現場があるのであれば、いろいろなルートを使いながら我々も接触をして、今委員がおっしゃっている機会を増やせるように努めて参りたいと考えます。以上でございます。

【川畑委員】

栄養士会というのは食育に関してかなり講師を依頼されることが多いので、私たちも少し貢献できるかなと思いつつながら、こういうようなことができる制度がありますということをお話しするというのも一つかなと思いつつながら聞いておりました。ありがとうございます。

【山口課長】

食育の方の取組を私どもで行っており、その中でもいつも食育のサポーターの皆さん方に協力いただいておりますので、そういった部分で取り入れていただけるもの、その中でも特に今お話があったとおり、高校生の食育というものが、非常にそこが抜け落ちているといったようなご意見もいただいておりますので、それらと合わせて考えていきたいと考えております。

【西邑会長】

是非ですね、オファーがあったから行くという形ではなくって、オファーを生み出す施策、それとオファーはないけど、邪魔になるかもしれないけど、行ってしまおう。それぐらいの何かが必要なのかなとは思っています。それで川畑委員からありましたように、ご協力できるような人たちが、大学も含めていると思っておりますので、そういう方を活用しながら、ちょっと来てくれというようなこともやっていただいてもよろしいと思っております。

それと理解の促進という面では、これは私の意見として、理解の促進という面ではだいぶ進んできているようにも思いますが、先ほどからご意見が出ているように、実際に買う段階で、やっぱり高い、手が出ないというようなところはあろうかと思っております。その辺については、何か分析というのですか、マーケティング、こういったものを、例えば消費者が、通常のものとは有機あるいはクリーン農業のラベルが張ってあるものを並べたときに、こちらに対しては、何円までならば払えます、手に取りますという、コンジョイント分析というのですかね。そんなマーケティングをやられているのか、あるいはこれからやろうとしているのか、その辺はいかがでしょうか。

【植村主幹】

ちょっとすいません、手元に資料が出なくて恐縮ですけれども、試験研究の方で、いろいろとクリーン農業が環境に与える良い効果を聞いた場合には、どのぐらいの価格差まで購入してもらえるかというものはございます。2割くらいだったと思いますけど、クリーン農業の環境へのプラス面の話を聞いた後というのは、皆さんですね、一定の対価を支払ってもいいというようになるのですが、ただその効果は永遠に続くものではなく、聞いた後すぐというのは、それなりのお金を払おうというように感じていただけなのですが、それから時間が経っていくと、その差がまた無くなっていってしまうというような状況で、結論とすれば、こういう理解醸成の取組というのは、繰り返しやっていかなければいけないというような、そのような分析の仕方をしております。

【西邑会長】

はい。やっぱり商品なので、マーケティングが必要で、そのマーケティングをするときに、このぐらいの価格なら手にとっていただけるという消費者が、どのような層でどれぐらいの割合存在しているかというのは分かると、この消費者層に対して売っていくときに生産費をどれだけ落とす努力をすればいいのかというのが、今度は生産者が分かる。目標が分かるので、生産者側も。とにかく今はどれぐらいの高さでマーケットに流れて消費されるときに、この価格では手に取ってもらえないよねというところで終わっているの。そこら辺を切り崩す流通技術の開発というのですかね、そういったものも必要なかなというように思いました。

他の委員の方でご意見いかがでしょうか。ご質問でも結構ですが、重ねてもどうぞ。

【武岡委員】

今、生産者という話が出たのですけれども、こうやって肥料ですとか、技術がどんどんどんどん進歩していく中で、北海道として、就農者数というのは現状どういう、高齢化で離農されていく人も結構いるかと思うのですけれども、増えてきているのでしょうか、それとも減ってきているのでしょうか。

【山口課長】

今の部分は担当課の農業経営課の者がいれば答えてもらおうかと思ったのですが、概略を申し上げますと減っております。農家数自身も減っているというところがございます。生産額という面では増えている、微増しているというところがございますけれども、農業者数、それから就農者数という面では、減っているというのが実情でございます。毎年大体、すべての耕種、畜産合わせて600名、500から600名といった形で推移しているというような状況だと記憶しております。

【武岡委員】

何かそれを増やすことへの施策みたいなものというのは、されていらっしゃるのですか。

【山口課長】

担い手の政策、農業・農村振興審議会というもう一つの審議会の方では議題としてよく議論されたり、テーマを決めてやっていたりしているのですけれども、農業後継者だけではなく、新たに農外から参入してもらおう、そういった支援であったり、農家という単位ではなくて、地域の核になるような法人といった部分への就農施策、そしてそれに伴う制度や、実際にそれを担う団体、農業公社であったり地域担い手センター、そのようなものを

設置しながら進めてはいるのですが、数字的に見ると、やはり先ほどお話したとおり、毎年就農者数というのは、大体 500 人台という形で近年推移をしているという現状でございます。

【武岡委員】

技術がどんどんどんどん進歩していく中で、生産者側がどんどんどんどん減っていくと、いろんな素晴らしい施策を打ったとしても、なかなかこの会議の場で話すよりも、現場の人達がいけないというのが一番厳しい話かなと個人的に思ったものですから、そこでの質問でした。

それと、もう一つは、さっき YES!clean マークの食品加工というお話が出ていて、これは 2011 年から YES!clean の加工食品というのをスタートしていて、約 8 年 9 年経っておりますけれども、資料では 10 社 32 商品となっておりますが、8 年 9 年たって 10 社 32 商品しかないのか、10 社 32 商品もなのか、どのように分析されていますか。

【山口課長】

先ほど説明でもちょっと触れたのですが、なかなか原料の関係という部分で、加工品となると、どうしても、いろんなところから持ってきて、生産をして商品を作っているという部分にはなかなか難しいということで、正直、加工品の商品の数という面では、それほど大きく増えていないということが現状でございます。それまでにとどまっているという、増やしたいというところはあるのですけれども、その部分については、やっぱりある程度まとまったロットをずっと用意できるだとか、通年販売できる、通年でなくてもある一定の期間できる、そういったような部分が課題かと考えております。

【武岡委員】

ロットの部分なのか、それとも販売場所の問題なのか、そういうところも分析されているのでしょうか。販売箇所とか見ると、例えば、東京にある北海道のアンテナショップとか、そういうところでは非常に北海道産の物は売れるのですけれど、そういうところで展開してみたりする、という部分も含めて、さっきマーケティングの話もありましたけども、そういう分析を今後もしていただけると、多分ちょっと裾野が広がるのかな、という気はしますが、いかがでしょうか。

【瀬川局長】

いま委員からご指摘のありました部分については、分析をしていきたいと思っております。実際のところ、道内の食品関係の認証制度というのは、加工の部分は多々ございまして、一番簡単な認証であれば道産品を使っていれば認証という形になるのですが、ご案内のとおり、クリーン農業というのは厳密な数値に基づく生産基準をクリアしたものですから、どちらかというところとプレミアムといいますか、限定的な原材料を原料として取り扱うということになるものです。その一環の中で、生鮮そのまま売るのではなくて、加工で使える部分というのでも広く売り込んでいけば、このクリーン農業の推進の一つになるということで取り組んでございますが、いま申し上げましたとおり、ロットで安定化して、やはり維持できなければ、商売なものですから、あるときはあって、あるときは無いという、このような加工品を扱ってもらえるのか、逆にそういうようなメーカーをうまく探しながら取り組んでいかないと考えているところです。

一番は大量の原材料がロットであれば、1 年通して安定した需要を確保してできるということになるのですけれども、あるとき行ったらあって、あるとき行ったら無いのであれば、

なかなか商売にも繋がりませんので、そういうのを上手く活用しながら、あわせてクリーン農業の推進というようなところも、今後さらに充実させていくというように考えているところでございます。

【武岡委員】

ありがとうございました。

【西邑会長】

これ販売箇所ネットというのは入るのですか。

【山口課長】

一部の商品でネット販売もしているものもございます。

【西邑会長】

はい。大分時間も経過しているのですが、もう一つ二つご質問ご意見等を承れるかと思っておりますがいかがですか。はい。濱本委員。

【濱本北海道食の安全・安心委員会委員】

出前講座というところで、学生、小学生、中学生、高校生、大学生というところだったのですけれども、私、ある食品の出前講座を学生向け、親子向け、あとシニア世代と同じ食品で、3パターンやったことがあります。そこで一番受けが良かったと思うのが、親子での講座だったのですよね。何が良かったかという、親の方が興味を持たれるのですよ。子供向けなのだけれども、大人の方が興味を持つ。大人が、子育て世代が興味を持ってくれるということは、食事をつくる親がそれを知り、買い物に行き、食卓に並ぶということなので、その辺もちょっと、重要視していただくと嬉しいなと思います。

【西邑会長】

ご意見ですね、いかがでしょうか。

【山口課長】

そのとおりといいますか、食育をやっているときに、我々も同様にそう感じております。

【西邑会長】

そうですね。親子セットというのが割と、家に帰ってからも、今度は家庭の中でまた話が出てくるので、我々も今、めぐり大学というのを北大でやっているのですが、親子のセットでやると、結構その後もいろいろ関心を持って見ていただけるようですので、ぜひそういう仕掛けもお願いしたいと思います。

他にいかがですか。森委員から、どうぞ。

【森北海道食の安全・安心委員会委員】

はい。YES!clean のブランド化というところですがすけれども、YES!clean のブランド価値を高めて、先ほど会長からお話があったように、出口で商品としてお金を払ってもそれを選ぶという方向に持っていきたい、ということだと理解しています。会長がおっしゃったように、実際、今調査をしてすぐに価格に反映できるわけではなく、実際にはブランド価値を高めながら、その価値を高めていくところだと思っておりますけれども、なるべく価値を

高めて、選んで買っていただく方向に持っていき、それに基づいて、生産者がどれだけ投入できるかというところが決まっていくという話なのかなと思いました。意見というか、感想でございます。

質問といたしましては、クリーン農業技術の開発と普及ということで、進めていく技術がいくつか並んでいるのですが、実際には6年間のこの期間の中で、具体的に利用できそうな技術というのがこの中にいくつか含まれているのか、それとも将来に向けて開発していこうということなのか、そこら辺について、少し説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

【山口課長】

新たな課題ということで、気候の変動というところで、今まで発生してなかった場所で新しい病気というのが発生しており、そのような部分について、なるべく早い段階で対応してもらいたいというものはありますが、有機と合わせて、第1回の委員会で説明をしました内容でもあるのですけども、435の技術が今までにございます。そのような技術をうまく地域の条件に合わせて普及なり、カスタマイズしていけるような取組とあわせて、続けていくというような形を基本にしております。いくつか項目の中では記載はしてありますけれども、考え方としてはそのような部分を、新規の部分については気象変動など、それから地域条件の方に合わせたカスタマイズという組み合わせになろうかと大筋は考えております。

【西邑会長】

これ今のところは資料の1-4の5ページ目の展開方向というところに、クリーン農業技術の開発というところでいくつか並んでいますが、そのところを、ということですね、森委員の質問は。

【森委員】

使えるものは上がってくれば当然使うし、それから多分センシング技術やICTなどは、将来に向けて進めていくという理解でよろしいですよ。はい。ありがとうございます。

【西邑会長】

現状ですぐに使える技術、今確立されている技術もあれば、これから開発される技術もあるということで、先ほど武岡委員からも生産段階でという話もありました。もう少し詳しく説明もらえますか。

【山口課長】

今、試験場の方からももう少し具体的なところがありましたら、補足をしてもらいたいと思います。

【堀田北海道立総合研究機構農業研究本部中央農業試験場病虫部長】

道総研中央農試の堀田と申します。技術開発については、今までやってきた継続的な考えのもとに、減農薬、減化学肥料に基づく技術開発、これについては引き続き継続していきたいと考えております。さらに、やはり昨今のですよね、色々な気象変動であるとか、そのようなことに基づいて、色々な病害虫の発生については、当初、クリーン農業が始まった30年前とは非常に変わってきているということで、過去に作られた技術がなかなかそのまま応用できなくて、新しい病害虫が加わってくると、それを加味した技術にバージョン

ンアップしていかないといけないということで、そのような取組であるとか、やはりその他いろいろな公共部門ですかね、いろいろな技術開発が進んできて、新たな病害虫の対策、例えば、光を用いて害虫を防除するとか、そうすると農薬を使わない、代替技術としては非常に有効な技術になるということが考えられますので、現在そのような取組なども組み入れて、よりクリーン農業技術のレベルアップを図っていきたいと考えております。

【西邑会長】

ありがとうございました。よろしいですか。そういう意味ではますます、道総研の研究開発というものが重要になってくるかと思っておりますので、我々、大学も、協力しながら取り組んでいきたいというように考えています。ありがとうございました。

他に無いようでしたら、一応議題の1のアについては、ここで締めたいと思いますが、今回の委員会で皆様から出されましたご意見等を踏まえて、道ではこれから計画案を修正し、次回の委員会では修正された北海道クリーン農業推進計画（第7期）の案についてご審議いただきまして、それをもとに答申したいと考えておりますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題2に移らせていただきますが、2の報告事項のア、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況の点検・検証について、まず、検討状況の報告を事務局からお願いします。

【山口課長】

引き続き食品政策課山口から説明をさせていただきます。資料2、枝番1から6までひとまとめになっている部分をご用意いただければと思います。

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」、いわゆるGM条例の点検・検証に関し、道民の皆様からの意見等をいただくに当たって、一つ目は地域意見交換会、それから二つ目として道民意見募集、パブリックコメントを、それから三つ目として道民意識調査によって調査をいたしました。その結果を報告させていただきます。それと併せて、当委員会より検討を付託しておりますGM部会の方、こちらを今月の9日に開催いたしましたので、その状況についても併せて報告をしたいと思います。

まず道民からの意見聴取ということで、地域意見交換会の結果、これが資料の2-1でございます。資料2-1の1ページ目に開催概要を載せてございます。昨年8月に旭川、帯広、札幌の3か所で、農業者、農業団体それから消費者協会、生活協同組合、さらに旭川と帯広では食品加工事業者と市町村の方に出席をしていただいております。また、札幌の会場では、これらの団体の方に加えて、経済団体や研究機関の方にも出席をいただいております。各会場とも、遺伝子組換え作物をめぐる情勢、GM条例の概要、それから点検・検証の手順といったものをこちらの方から説明をして、その後フリートークという形で意見をいただいております。

今お配りしている資料の中では、めくっていただいて2ページから順番に意見をまとめてあります。主立った意見を五つの項目に分けて整理をしております。一つ目が遺伝子組換え作物の生産について、それから二つ目として遺伝子組換え作物に係る試験研究について、三つ目が遺伝子組換え食品の流通・加工・消費について、四つ目として道のGM条例についてといった観点で取りまとめております。それから会場では新たな育種技術であるゲノム編集技術についても意見をいただいておりますので、それを五つ目の項目という形でまとめてあります。全部で7ページまでの意見がその部分に該当いたします。

2ページをご覧ください。まず遺伝子組換え作物の生産についての意見でございます。生産サイドの出席者からは、「交雑の可能性がある状況の中では、遺伝子組換えに取り組

むべきではない」と、それから試験研究サイドからは、「北海道農業や産業、道民の皆さんが受けられるものでないと農産物としてはうまく回っていかない」。流通加工の側の方からは「遺伝子組換えの表示制度で意図しない混入の許容割合が0となるが、輸入種子で100%混入がないといえるのか心配」。それから消費サイドの方からは、「遺伝子組換えは安全だということをはっきり言えない。安全かどうか実証できないうちは厳しいことを言うていくことが必要だ」といった、そういったご意見がございました。

次に3ページの方になります。こちらの方が試験研究についての意見でございます。生産サイドからは、「気候変動への影響などから、健康面などで安全性を確認しながら試験研究を進めていくべき」。それから試験研究サイドの方からは、同様な意見があったほか、「生産者、流通加工、消費者が納得できないものは研究できない」。消費者サイドの方からは、「遺伝子組換え技術についてきちっとした研究が必要」といった意見がございました。

それからめくって4ページの方になります。こちらの方が、3の遺伝子組換え食品の流通・加工・消費についての意見でございます。生産サイドの方からは、「安全なのか、子孫に安全を担保できるのか気になる」、流通加工サイドの方からは、「遺伝子組換えを使っていますかなどの問い合わせというのが厳しくなっている」、「技術を絶対駄目というのではなく、安全かどうかを調べ、選択できるようにすることが大事だ」といった意見がございました。また消費サイドの方からは、「遺伝子組換えなどの技術が進歩していることはわかるが、一般の消費者でもわかるような内容で説明をすることが必要」というような意見が出されております。

5ページの方が、4として道の条例等についての意見になります。生産サイドからは、「安全性など積極的に条件を変える知見に大きな変化がなければ、条例に基づく基準を緩める理由はない」、「条例をいち早く制定し適正に運営をしていることについて、一定の評価をしたい」、試験研究サイドからは、「交雑防止のところでは有用ではないか」、それから流通加工サイドからは、「道の条例は生産や流通の混入防止の観点で制定されており、製造現場での原料分別の観点から必要な条例である」、それから6ページ、消費者サイドからは、「遺伝子組換え作物に対する消費者や生産者の不安や疑問は根強く、現行の条例は基本的に維持すべき」といった意見が出されております。

それから7ページが5つ目、ゲノム編集技術という区分でございます。こちらについて生産サイドの方からは、「品種を作る作らないの判断はまちまちだと思うが、具体的な品種名や品種の由来などを認識して作ることが大事」。流通加工サイドからは、「検出できないからといって届出をする方が手を抜かないよう考えていくことが必要」、それから消費サイドからは「育種技術が遺伝子組換えからゲノム編集にシフトをしていく可能性があるとする、消費者が選べるようにするためのルールが必要だ」、それから「ゲノム編集について道の条例への組み込みや独自に規制などを作っていく方向になってほしい」といった意見が出されております。

次に資料2-2になります。いわゆるパブコメ、道民意見募集の結果をこちらに取りまとめております。昨年11月5日から12月5日まで1か月間実施をしております。11団体、2人の個人から26件の意見をいただいております。これも先ほど資料2-1の地域意見交換会の結果と同様に、五つの項目に分けて整理をしております。

その内容の方について、めくっていただいて資料2-2の2ページになりますが、まず1つ目の遺伝子組換え作物の生産についてでございます。「GM作物の一般作物への交雑混入を否定しきれない開放系の一般栽培には基本的に反対である」という意見の一方で、「遺伝子組換え作物は多くの可能性を秘めており、世界で標準の技術利用できるようにすべきだ」といった意見をいただいております。

それから二つ目、遺伝子組換え作物に係る試験研究について、こちらはパブコメでは特に意見はございません。

三つ目の遺伝子組換え食品の流通・加工・消費については、「我が国の大豆やとうもろこしの海外への依存の状況、それから栽培流通の仕組み、食品の表示制度など、正確な広報活動に積極的に取り組んで欲しい」、「食品を購入する際は、表示に頼るしかない状況であり、国に対して表示制度の充実を求めて欲しい」などの意見をいただいております。

次の3ページから4ページにかけてが、四つ目、道の条例等についての部分になります。「現行の条例は一般の作物との交雑混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止するためのルールを規定したものであり、適切に運営されることについて一定の評価ができる」、「遺伝子組換え作物に対する消費者や生産者の不安や疑問は依然として根強いことを踏まえ、現行条例は基本的に維持すべき」といった意見があった一方で、「遺伝子組換え作物やそれ由来の食品等は全く安全であり、試験栽培をしてその結果を公表して条例を見直すべきだ」という意見もいただいております。

4ページの中段から以下がゲノム編集技術についてでありますけれども、「ゲノム編集技術についても、一部の技術が遺伝子組換え技術と同等の技術としてカルタヘナ法の対象に位置付けられていることから、条例の対象として一般作物への交雑混入を防止するよう実効性のある仕組みとすべき」、「新しい育種技術であるゲノム編集技術を利用した作物と道条例との関係を早急に整理することが必要」といった意見をいただいております。これが資料2-2の部分でございます。

資料2-3、こちらは道民意識調査の結果でございます。道内に住む18歳以上の道民1,500名に調査票をお送りして732名、半分弱の方から回答いただいております。調査の実施に当たっては、庁内の他部局が設定をした調査項目とともに一斉に送って回収をしております。12月25日に取りまとめ公表されたものです。取りまとめ公表の時期が年末となったということもあって、第2回目のGM部会の開催が年明けとなっております。

実際、調査対象者に送付した調査票も資料2-3の後ろの方につけております。何枚かめくっていただいて、カラーの物が3枚ほどありますけれども、めくった後に、下の方に248ページ249ページという書いてある部分がございます。これが道民意識調査で実際に送った調査票から関係する部分を抜粋したものでございます。折れ線グラフがあるところの次のページにありますけど、例えばその中で問34、248ページと書いてあるページのところに問34というのがございます。この部分は、今取りまとめた資料2-3の中では、問1の帯グラフで結果を整理しており、平成20年、23年、26年と過去3回も同様な項目を行っておりますが、それぞれの結果と比較できるような形で整理をいたしました。

最初に問1「遺伝子組換え作物及びそれを使った加工食品の安全性についてどのように思いますか」という設問については、「不安に思う」「やや不安に思う」を合わせた不安に思っているといった回答が6割を超えています。

それから問2の「遺伝子組換え作物を栽培することによる自然や環境への影響についてどのように思いますか」では、「不安に思う」と「やや不安に思う」を合わせるとこちらも6割を超えて、問1と問2、同様の傾向になっております。

問3が「遺伝子組換え技術の試験研究についてどのように思われますか」という設問でございます。こちらは過去の3回の調査では、「試験研究を積極的にすべき推進すべき」、「試験研究は積極的に推進すべきだが実用化を一部の用途に限定をすべき」、「実用化は当面見送るべき」、それと「試験研究は全面的に禁止すべき」といった細かい選択肢で、選択して独立した設問で行っていたんですけども、今回行った調査では、設問数の制約といったこともあって独立した設問とはせず、次の問4の部分と合わせた設問としてお

ります。全体から「試験研究を全面的に禁止すべき」という部分と「その他」、「無回答」を差し引いた割合を、試験研究を推進すべきという形で整理をして、過年度に行った調査結果と比較しております。この部分は先日の9日に行ったGM部会でも質問が多かった部分でして、ちょっと分かりにくいかもしれない部分かとも思います。実際には先ほど、めくっていただいた、249ページと書いてあるページの上段の問36の形で実際には聞いております。この形で聞いたもので、お話したようなまとめ方で問3のように整理をしたということでございます。

その結果、試験研究を推進すべきという割合は8割近く77.4%、これまでの試験研究を積極的に推進すべきだと、実用化一部の用途に限定すべき、それと当面見送るべきと合わせた割合とほぼ同様な数字というようになっております。

また問4の「遺伝子組換え技術の試験研究について、どのような分野で推進をすべきと思われますか」といった質問については、これまでの調査で条件つきで試験研究を進めるべきと回答された方に、どのような研究なら良いのかという質問をした部分との比較で並べております。今回は今話したように、問3の設問と併せて聞いているので、「試験研究は全面的に禁止すべき」、または「その他」を選択された以外の方に、複数選択をしてもらうという形になります。また、この問4の棒グラフのうち、上から二つ目、三つ目、四つ目の部分、青い棒だけになってる部分があるかと思えます。「田畑など屋外での栽培についての試験研究」、「作物の栽培における生産性の向上や省力化についての試験研究」そして「健康によい成分の増加、有害成分・アレルゲンの低減など、消費者にとって直接のメリットのある作物についての試験研究」、これらを項目の中に設定しております。

結果としましては、「消費者にとって直接メリットのある作物についての試験研究」が4割を超えている。そうした一方で、「田畑など屋外での栽培についての試験研究を推進すべき」と「作物の栽培における生産性や省力化についての試験研究を推進すべき」が、それぞれ1割前後というような結果になっております。

それからめくっていただいて、問5、問6、これは今回新たに実施したゲノム編集技術に関する調査項目でございます。過年度3回の調査では実施をしていない項目ですので、過年度との比較はしておりません。

まず問5の「ゲノム編集技術を利用した農作物等の研究開発や食品の流通についてどのように思いますか」という設問では、「不安に思う」と「やや不安に思う」を合わせると5割強で、遺伝子組換え作物に関する問1などと比較をすると、1割ほど少なくなっている一方で、分からないと答えている方が約2割ということで、こちらの方が、遺伝子組換えの場合より1割ほど多くなっています。

それからの問6、「ゲノム編集技術の試験研究についてどのようにと思われますか」。これも先ほど問3、問4と同様の選択肢を設定しております。こちらについては、各項目の回答の割合は、遺伝子組換え作物の試験研究における調査項目とほぼ同様となっております。

次にカッコ書きで年代別における割合の比較といったようなことを、グラフ四つ、折れ線グラフを載せているものがございます。この年代別に比較ということで、遺伝子組換え作物に関する問1と問2の質問、この部分についての年代別の比較ということで、今回行った調査は黄色い線になります。20代と30代の方については、「不安に思う」と「やや不安に思う」を合わせた割合というのは、過去の3回の調査と比較すると低下をしている傾向が見られます。その一方で「不安に思わない」「あまり不安に思わない」というのを合わせたのは、当然増加の傾向という形になっている、そういったことが少し見受けられるかなということで、これは参考までということで添付しております。以上が、道民からの意見聴取の結果でございます。

これらの結果をもとに、論点という形で整理をして部会にかけております。それが資料2-4になります。点検・検証を行うに当たっての論点ということで、今説明をさせていただいた道民意見の聴取の結果などをもとに、こちらの事務局の方で作成をして、9日のGM部会の方で検討をお願いいたしました。四つの論点にそれぞれ関連する道民意識調査の結果、それから地域意見交換会やパブリックコメントの意見を入れ込んだという形でございます。

論点の一点目でございます。2-4の1ページになります。一点目は遺伝子組換え作物と一般作物の交雑混入による生産上及び流通上の混乱防止の必要性についてといったような論点でございます。それから3ページに移っていただいて、論点の2ということで、交雑防止措置基準の見直しを要する新たな知見や技術について、それから3点目として、道民への情報提供やリスクコミュニケーションについて、4点目の方は4ページになります。論点4ということで、条例に関連する新たな知見や技術についてといった形で整理しております。

1月9日の部会の方での検討において出された主な意見ということで、資料2-5に整理をいたしました。一つ目は遺伝子組換え技術はゲノム編集技術について、他県との整合性は重要であり、国全体や他都府県との関係を考える必要があるといった意見でございます。丸の二つ目、三つ目、こちらはリスクコミュニケーションや情報提供に関するもので、このリスクコミュニケーションの実施回数の増加、それから遺伝子組換え技術やゲノム編集技術の有効利用の可能な分野、プラスマイナスの面など具体的な情報提供により、さらに理解が深まり効果的なのではといったような意見であります。

以上がGM条例の点検・検証に関し、道民の皆様から聴取した結果と、部会での検討状況についての報告となります。次回のGM部会、2月6日を予定しておりますが、それに向けまして本日、委員の皆様からご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。資料たくさんございまして、資料の2-6というのは、この後触れることになっているのですが、これわかりやすいので2-6を見ていただいてですね、今ご説明のあったのは2-6の真ん中の網掛けになっているところですね、8月の地域意見交換会の結果、それと道民意見、パブリックコメントが11月、さらには意見調査についてグラフ等がございましたが、この三つの内容を今ご報告いただいて、それで論点整理というのが、2-4のところですね、これを道の方で整理していただいて、1月9日開催の遺伝子組換え作物交雑等防止部会の方にかけて、意見を伺ったのが2-5ということですね。ここまで今ご説明いただいたということになります。

それで1月9日に開催されました防止部会について、森部会長の方から補足がございましたら、よろしくお願いいたします。

【森委員】

はい。GM部会の部会長を務めております森でございます。今ご説明いただいたとおりでございます。1月9日のGM部会では、事務局から説明、提案されました点検・検証に関する論点について概ね了承されたところでございます。

話を少しだけ整理しておきたいと思っております。この「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」につきましては、参考資料1-1にもありますが、条例

の名前のおりです。遺伝子組換えの作物の栽培等を規制している、規制して交雑を防止するというものでございます。食品安全側を必ずしも見ているわけではなくて、栽培するときに他の植物との交雑をまずはしっかり防止する。もし、これがOKな場合には、流通などにおいて、他のものと混ざらないようにするというものでございます。

基本はこのカルタヘナ法という、組換え生物、多様性保持のカルタヘナ法に基づいた範囲で、GM部会では条例について検討をするところでございます。

【西邑会長】

はい。よろしいですか。はい。それではですね、ただいまご説明、報告のありました検討状況の報告について、委員の皆様からご質問ご意見があればお願いします。いかがでしょうか。

これ、資料の2-5の部会での意見というところで、1番目の他県との整合性が重要というところが出てくるんですね、この点ちょっともう少し詳しく、どういう意見が出てたかというのを、部会長の方からですか。事務局の方、どちらでも。部会長の方がいいですね、部会長の方から。

【森委員】

上がりました意見はほぼこのとおりです。他県との整合性がないといろいろ混乱することはないかという意見でございました。補足いただけますか。よろしくお願いいたします。

【西邑会長】

他県の状況っていうのはかなり違ってきているということを踏まえて、整合性が必要ということなんでしょうか。

【山口課長】

他県、それから国全体、またここで言ってるのはGM条例に関するようなもの、他県では北海道のようなものが、全国で12都道府県ございます。条例を持っている場合、それから指針のようなものがある場合もございます。

それともう一つは、遺伝子組換え技術のほかにゲノム編集技術もあって、こちらの方は国全体での取扱い、第2回目の委員会でも、私どもの方から農林水産分野における取扱い、それから表示、食品衛生上、それぞれの担当部局の方からもお話をさせていただいたのですが、そうした状況を踏まえて、きちっと整理をして、考えていかないと混乱を招くんじゃないかといった意見だったかと思えます。

それから遺伝子組換えの部分では、農水省の実験指針ですとか、環境省と農水省の方で扱っているカルタヘナ法に基づくそもそもの取扱いといった、そういった部分もございます。それらをきちっと整理をしながら考えていくことが必要だといったようなご意見だというように私ども受け取っております。

【西邑会長】

それについて情報交換あるいは情報収集というのをやっていくということで、理解でよろしいですね。

【山口課長】

部会の方に向けては、そういったものがわかる形で委員の方に提示をしながら、また意

見の集約をしていただきたいと思います。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。他に委員の皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。無いようでしたら先にスケジュールを説明していただいて、後程全体についてご質問、ご意見を受けたいと思います。

今後のスケジュールですね、ちょっと私が先走って話をしましたが、2-6の方で、事務局の方から、スケジュールについてご説明をよろしくお願いします。

【山口課長】

はい。続けまして私の方からまた、説明をさせていただきます。資料2-6と書いてある1枚ものところ、会長の方からご説明いただいたので、その続きからということで、真ん中部分でございます。

このGM条例の施行状況等の点検・検証については、当委員会から検討を付託しております部会の方に、いまお話したとおり次回は2月6日を予定しておりますが、前回、資料2-5でいただいたような意見、それから本日、皆さんからありましたらそちらの方の意見もいただいたものを合わせて検討整理をしたものを、次の部会の方にかけていきたいと考えております。その中で、部会においての意見を集約していただいて、第4回、来月2月18日に開催を予定しておりますこちらの委員会の方に、部会で集約された意見を検討結果ということで報告をしていただいて、その意見を踏まえた形で食の安全・安心委員会としての最終意見を取りまとめしていただく、そういった流れとなります。

最終的には、この委員会からいただいた意見を踏まえて、2月の下旬をめどに道の方で、点検・検証結果の案ということで取りまとめて、最終的には3月に点検・検証結果の決定、公表というような予定を考えております。以上でございます。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。スケジュール案については、特にご質問ないでしょうか。よろしいですね。このようなスケジュールで、この委員会としては2月18日、次回の4回で最終意見の取りまとめということになります。それに基づいて、案ができ上がって、公表されるということですので、この点も含みおきください。「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証については、今申しましたように、本日の委員会、特段意見はなかったということですが、遺伝子組換え作物等交雑防止部会で集約していただいて、それを18日やると。今ご説明のあったようなスケジュールになっておりますので森部会長並びに委員の皆様には、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして(3)その他ですが、事務局の方から何かございますでしょうか。

【山口課長】

特にございません。

【西邑会長】

わかりました。それでは委員の方から何かその他としてこの場で議論等になるようなものがございますか。はい、どうぞ。

【鈴木委員】

元に戻ってしまってますみません。さっきの遺伝子組換えとゲノム編集の件なんですが、国の方では、ゲノム編集の酵素だけを入れる行為は、突然変異の発生頻度を高めるのと同じなのだから、遺伝子組換えの対象とは考えないというスタンスなわけですよ。そこを、道としてどっちにするのかということが、非常に重要な議論のポイントになるんじゃないかと思います。国の考えに倣って、組換える遺伝子を入れなければ、つまり突然変異の頻度を高めるための「はさみ」（遺伝子を切る酵素。CRISPER-Cas9など。）を入れてやるだけだったら、それは遺伝子組換え技術じゃないよというスタンスになるのか、それともそういう酵素を入れること自体も遺伝子組換え技術に含まれるよという話にするのか、という論点です。

国は、「はさみ」を入れてやって、突然変異の発生頻度を高める技術開発を推進しようとしています。突然変異については、これまでも放射線を当てて人為的に突然変異を誘起する方法などが、育種に用いられてきました。例えば、日本ナシの「二十世紀」は黒斑病に非常に弱いんですが、常陸大宮にある放射線育種場で、長年微弱なガンマ線を毎日10分ぐらいずつ当てることをずっと繰り返し、枝変わり（芽条変異）を発生させ、黒斑病に強い性質を獲得し、他の形質は従来の「二十世紀」と何ら変わらない「ゴールド二十世紀」という新しい品種を育成して、今では皆が普通に食べています。これと同じように捉えて、突然変異の発生頻度を高めるのにゲノム編集技術の一部を利用することをよしとするか、あるいはゲノム編集関連酵素だけを入れてやる操作も広く遺伝子組換え技術の一つと考えるのかという議論です。そこは、よくよく検討されるべき重要なポイントだと思います。

【西邑会長】

これは、ご意見として伺ってよろしいでしょうか。ゲノム編集を考える時には非常に重要なポイントかと思いますが、GM部会の方では、これについては別ということで分けているということですね。はい。

酵素をどうするのかというのは、酵素そのものの開発が今どんどん進んでますので、Cas9以外のものがいっぱい出てくると思いますので、今後そういうことについても、道として、あるいは食の安全・安心を守る立場の者、あるいは消費者全体で検討、議論していくことが必要になってくるかもしれません。貴重なご意見ありがとうございました。ほかに。畠山副会長どうぞ。

【畠山副会長】

すみません。本当にただの意見です。終わったところをまた戻って大変申し訳ないですが、頭の中でいろいろ整理がつかなかったものですから、ちょっと意見が遅れました。

遺伝子組換え交雑防止部会での意見についてというところで3点報告がありましたけども、ここの部会は交雑を防止する条例を検討する部会でありますので、この3点のうち、2点については、交雑防止と関係あるのかどうなのかなと、ちょっとここのところ違和感がありました。それだけです。以上です。

【西邑会長】

今のは資料の2-5の、この3点のところ、ちょっとその部会の議論対象として、どうかというようなことですかね。2-5の方は部会として検討したときにこういうご意見が出ていたということで、出たものを並べたということですね。

はい。それでは、ほぼ時間が参りました。予定した議題についてはこれで終わりました。長時間にわたり、2時間というところでしたが、円滑な議事進行にご協力いただきまして、

ありがとうございました。ここで進行を事務局に戻したいと思います。

○閉 会

【大脇主幹】

西邑会長、どうもありがとうございました。それでは閉会に当たりまして、農政部大西食の安全推進監からご挨拶を申し上げます。

【大西食の安全推進監】

皆さん長時間ありがとうございました。本日新たなクリーン農業推進計画の案とGM条例の点検・検証に関しまして、貴重なご意見を賜りありがとうございます。また西邑会長におかれましては、委員会の円滑な進行、厚くお礼を申し上げます。

クリーン農業推進計画（第7期）につきましては、本日、皆様からいただいたご意見などを踏まえて案を修正して、次回開催の本委員会にお諮りしたいと考えてございます。またGM条例の施行状況等の点検・検証につきましては、2月6日開催予定のGM部会において、本日の意見と部会での意見を集約した後に、次回の本委員会で最終意見を取りまとめ、ご提言をいただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

さて、前回、閉会の挨拶では、平成3年当時のクリーン農業の創生期の話題についてちょっと私しゃべらせていただきました。今回ちょっと少し時間を進めて、平成10年代の話をしていただきますと、BSEの発生ですとか、食品表示の偽装といった食に関する事件、事故等が相次いで発生しましたことから、道ではこれまで以上に消費者から信頼される安全で安心な食品の生産供給を目指して、北海道食の安全・安心条例の制定など積極的な取組を行うこととなったところでございます。国におきましても、有機農業振興法、米や牛肉のトレサ法、食育推進法、農業農村の多面的機能の発揮を促進する日本型直接支払いの法制化、食品ロス削減推進法など、時代とともに日本の食と農業を取り巻く法制度が整備されてきたところでございます。

今年度第1回目の本委員会におきまして、委員から今は食の安全・安心は当たり前の時代という意見がございました。道といたしましては食がグローバル化していく中で、YES! clean や有機JAS、最近では国際水準のGAP認証などの取組を積極的に支援しながら、食の安全・安心の礎となります、クリーン農業を推進して参りたいと考えてございます。

今日、委員の皆様から非常に強く言われたことは、やはり理解の促進が不足しているといった意見が非常に多くございますので、私どもとしては、押し売りと言われるぐらい頑張っ、そこを強くプッシュして参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様には今後とも食品行政をはじめ、道政の推進にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【大脇主幹】

これもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。次回、第4回の委員会は2月18日に開催いたします。本日はどうもありがとうございました。

(了)